

持続可能なまち、町田へ～ベッドタウンからの脱却～
調査研究支援業務委託仕様書（案）

この仕様書は、「持続可能なまち、町田へ～ベッドタウンからの脱却～調査研究支援業務委託」について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。なお、この仕様書中の「甲」とは町田市、「乙」とは本業務を受託して行う事業者をいう。

第1章 総則

（背景・目的）

生産年齢人口の減少、少子高齢化に伴う税収減や社会保障費の増加により、自治体の財政状況は今後も悪化していくことが見込まれ、看過できない事態となっている。

町田市においても、基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」で示した財政収支見通しでは、2022年から2026年までの5年間で約74億円の収支不足が発生すると試算され、多領域での予算削減が謳われている。また町田市未来づくり研究所が2020年～2021年に実施した「町田市未来都市研究2050」では、起こり得る未来のシナリオの一つとして、町田市が赤字自治体となることも挙げられた。

このような財政的不安を解消し、町田市が将来にわたって持続可能なまちであるために、既存の施策に捉われず、新たなストーリーを描く必要がある。

2024年度、町田市未来づくり研究所では、「多摩の「リーディングシティ」を目指すための調査研究」を実施した。「リーディング」の方向性として、「働く女性の暮らしやすさ」「休日のにぎわい」「ビジネス集積」「団地再生」といった具体的なテーマが掲げられた。働く環境やにぎわいの場所を充実させ、単なる「ベッドタウン」から脱却しなければならないとも言い換えられるが、これらの研究も踏まえ、具体的な施策を提案したい。

以上のことから、調査・分析し明らかにされた情報と、町田市未来づくり研究所がこれまでに実施した研究を踏まえ、町田市が「持続可能なまち」となるために取り組むべき施策を提言することを本調査研究の目的とする。

（貸与資料）

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。

（業務責任者）

1. 乙は、委託業務を実施する業務責任者を定める。業務責任者を変更する時は、事前に甲と協議の上、甲の承認を得る。

2. 業務責任者は、委託業務の全般にわたる業務管理を行う。

3. 業務責任者は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する者にすること。

（作業計画）

1. 乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して甲の承認を得なければならない。

2. 作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び業務責任者、その他必要事項を記載する。

（成果品の帰属等）

1. 委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。

2. 甲は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果品の提出を求めることができる。

3. 乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行う。

（秘密の保持・情報の管理）

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

（事故発生による損害）

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

（再委託）

1. 乙は、委託業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務であらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

2. 乙は、再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

（情報管理方法の指定）

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規定を制定し規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

（疑義）

乙は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従う。

第2章 業務

（業務内容）

1. 「持続可能なまち」の定義づけ

郊外都市である町田市が目指すべき「持続可能なまち」とはどのような状態かを定義づける。有識者にヒアリングを実施する等、必要な事前調査を行ってもよい。

2. 「持続可能なまち」の調査・分析

定義した「持続可能なまち」を実現するために必要な外部・内部環境調査及び分析を行う。その際は、町田市の特徴や、背景・目的に記載した「多摩のリーディングシティ」を目指すための4つのストーリー等、町田市未来づくり研究所がこれまで実施してきた調査研究を踏まえること。

3. 事例の成功要因等の分析・ケーススタディ

前述のストーリーの構築にあたり、国内外の先進事例を調査し、成功要因（既存施設や交通基盤の有無、地理的要因、歴史的背景、キーパーソンの存在、市職員の資質、市長のリーダーシップ、企業投資の有無等の影響、ステークホルダーとの協働等）を分析する。背後にある法則や傾向を究明し、当市で再現性があるのかを確認する。調査にあたっては、必要に応じて現地視察を行う。

4. 有識者ヒアリング

調査内容について有識者にヒアリングを行い、幅広い意見を反映する。

5. 効果的な手法の検討

上述の調査を受けて、中長期的に検討すべき項目、短期的に成果を出すべき項目の案を示す。

6. 具体的な施策の提案

実施に係るコスト、個人市民税・法人市民税の増収や関係人口の増加等により見込める効果額、要する期間等を含めた具体的な施策案を提案する。他自治体の取り組みをそのまま流用せず、独自の視点から町田市のあるべき姿を打ち出す。

7. 情報発信

伝わりやすい媒体や手法等を提案し、研究過程に関する効果的な情報発信を行う。

（1）庁外向け

企業や市民、議員、他自治体職員等を対象とし、研究内容を周知することを目的に実施する。

（2）庁内向け

町田市職員を対象とし、業務の参考となることを目的に実施する。

8. 研究成果の作成・発表

（1）研究成果報告書

業務内容に記載した項目ごとに整理された報告書を作成する。

（2）概要版

市民等に本調査研究を周知することを目的とした概要版を作成する。

（3）講演会の実施

研究成果を発表する場として講演会（対面・リモート）を行う。企画案の作成及び運営支援（開催準備と当日の運営支援、録画記録等の作成）を行うほか、効果的な周知を行い、集客に努める。

9. 甲との打合せへの出席及び記録の作成

乙は、委託業務の実施にあたり、会議（対面・リモート）、電話、電子メール等の方法を用い、随時連絡を取り、打合せ事項については、協議書及び打合せ記録を作成するとともに、甲に作業の進捗状況を報告する。

第3章 成果品

（成果品）

乙は次の成果品を甲に提出する。電子データはDVD、CD-R等で提出すること。

1. 持続可能なまち、町田へ～ベッドタウンからの脱却～調査研究成果報告書 A4版 10部（紙媒体）

2. 持続可能なまち、町田へ～ベッドタウンからの脱却～調査研究概要版 300 部以上（紙媒体）

3. 講演会の記録（電子データ）

YouTube 等で配信可能な映像データ

4. 上記成果品に係る一式（電子データ）

Microsoft Word, Excel, Power Point 等の形式による編集が可能なデータ。調査事項の集計結果、分析結果データ、グラフ等（電子データ）

5. 打合せ資料及び議事録一式（電子データ）

6. その他関連資料一式（電子データ）

参考文献一覧、作成した図面・各資料の原典資料等

（履行の報告）

乙は、契約期間内に成果品の甲への納入をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

第4章 契約期間

（契約期間）

この契約期間は契約締結の日から、2026 年 3 月 31 日までとする。

第5章 支払

（支払）

甲は、乙から提出された成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、乙からの請求に基づき、一括して支払う。

第6章 その他

（環境により良い自動車利用）

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の既定に基づき次の事項を厳守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。

1. ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

3. 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。